

③準現行犯逮捕～最決平8.1.29【百選15】

準現行犯逮捕の要件は、①212条2項各号に当たる者が、②「罪を行い終わってから間がないと明らかに認められる」こと（同項注書）である。②に関しては、(a)罪を行い終わってから間もないと認められること（時間的接着性）に加え、(b)時間的接着性及び犯人がその特定の犯罪を行った犯人であることが逮捕者にとって明らかであること（時間的接着性の明白性、犯罪及び犯人の明白性）が必要である。誤認逮捕のおそれが低いという許容理由は、狭義の現行犯逮捕（同条1項）だけではなく、準現行犯逮捕についても同様に妥当するからである。

なお、上記要件は、何の情報も与えられていない一般人の立場から判断するのではなく、逮捕者がそれまでに得ていた情報に加え、1号ないし4号に該当する事実を含む現場の具体的な状況から判断すべきである。供述証拠等も考慮しうる。

↓

X・Y・Zとも警察官の職務質問のための停止要求（警職法2条1項）に応じず逃げ出したことからすれば、「誰何されて逃走しようとするとき」（212条2項4号）に当たる。

また、Xについては籠手の装着が認められるところ、逮捕警察官が逮捕前に無線情報によって得ていた知識等を判断資料とすると、本件内ゲバ事件との結びつきが肯定され、「明らかに犯罪の用に供したと思われる凶器……を所持しているとき」（2号）に当たる。

Zについては、顔面に新しい傷跡があるところ、これは、上記籠手と同様に、本件内ゲバ事件によって負ったものであると推認されるから、「身体……に犯罪の顕著な証跡があるとき」（3号）に当たる（また、Yについても、本件内ゲバ事件において負ったと考えられる傷のあるZと一見して仲間と思われる立場にいることからすると、同様に、「身体……に犯罪の顕著な証跡があるとき」（3号）に当たる。）

さらに、Y及びZについては、髪がべつとり濡れ、靴が泥まみれであるという状況が認められるところ、小雨の中で傘もさしていないのは不自然であること、派出所付近には泥のつくような場所もなく、かえって内ゲバ事件のあった和光大学周辺は山や造成地に囲まれており、その辺りを歩けば靴が泥で汚れることから、泥は和光大学周辺でついたものと推認されること、上記のようにZの顔面の傷跡は本件内ゲバ事件においてついたものと推認されること及びYはZと一見して仲間と思われる立場にいることから、両名について「身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき」（3号）に当たるといってよい。

したがって、①X、Y及びZについて、212条2項各号に当たることが認められる。

↓

また、本件犯行終了から、Xの逮捕まで約1時間、Y及びZの逮捕まで約1時間40分しか経過しておらず、②(a)時間的接着性も認められる。

↓

(では、明白性は認められるか。確かに、Xはともかく、Y及びZについては、個々の事情を切り離してみれば、明白性が認められないとも思われる。

しかし)、本件犯行とXらの発見・逮捕の上記時間的関係に加え、犯行現場から約4キロメートル離れていたという場所的関係、及びXらを発見してから逮捕するまでのXらの挙動・服装の状況等を全体として総合すれば、逮捕警察官にとって本件内ゲバ事件との結びつきを明白に示すといえるから、②(b)時間的接着性の明白性、犯罪及び犯人の明白性も肯定できる。